障害者福祉システム等標準化検討会（第２回）
令和６年８月９日　【資料３】

障害者福祉システム等標準化検討会（第２回）

標準仕様書4.0版案の対応概要について

令和６年８月９日
事務局提出資料

目次

１．標準仕様書4.0版案の対応概要　P2

２．全国意見照会（令和６年７月４日（木）～19日（金））の結果　P3-4

３．６月WT後の標準仕様書の変更点　P5-17
・精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し
・PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令関係等の一部改正に伴う対応
・標準化対象20業務の横並び調整方針の対応

４．継続検討事項　P18

1. 標準仕様書4.0版案の対応概要

○ 各検討論点に対する標準仕様書4.0版案で対応した内容は、以下のとおりです。
なお、6月WT検討が「○」である事項の具体的な対応内容は、第1回WTの検討概要（令和6年6月14日）を参照してください。

No	検討の論点	見直しの契機	6月WT検討	6月WT後変更	標準仕様書4.0版案の対応内容
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	制度改正	○	―	「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」様式例集の修正に合わせて、障害福祉サービス等（受給者管理）の帳票レイアウトを見直している。
2	令和7年10月開始の就労選択支援の対応	制度改正	○	―	就労選択支援の創設に伴い、障害福祉サービス等（受給者管理）の帳票レイアウトを見直している。
3	精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応	制度改正	○	○ 5−6頁	「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」の改正に合わせて、精神障害者保健福祉手帳の機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトを見直している。
4	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し	一部制度改正	○	○ 7−9頁	マイナンバーの紐づけ誤りを誘発しない様式とするために一部の省令や通知様式の修正等に合わせて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の帳票詳細要件、帳票レイアウトを見直している。
5	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	制度改正以外	○	○ 10−11頁	PMH仕様書の変更等に合わせて、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の機能・帳票要件、（別添1）PMH登録時の自立支援医療設定内容を見直している。
6	令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う対応	制度改正以外	○	―	申請受付時の健康保険証の目視による確認に替わる確認を行えるように、障害者福祉共通の機能・帳票要件、障害福祉サービス等（受給者管理）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の機能・帳票要件、帳票詳細要件を見直している。

※ 上記の他に、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、標準仕様書4.0版案へ反映しています。

※ 「特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応」について、標準仕様書3.0版（令和6年3月）において対応していますが、その後の自治体からの意見等を踏まえた文言の見直し等を行い、標準仕様書3.0版の正誤表対応（令和6年6月）を公表しています。なお、標準仕様書3.0版の正誤表対応内容は標準仕様書4.0版案に反映しています。

2. 全国意見照会①（回答団体数と意見数）

○ 全国意見照会（令和6年7月4日（木）～19日（金））のご意見は、**25団体**より**79件**寄せられています。

※ 意見なしの回答156団体は含めておりません。

○ 標準仕様書4.0版案に関係しない回答も多く寄せられています。

自治体分類	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応		令和7年10月開始の就労選択支援の創設に伴う対応		精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃割引の対応		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し		PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応		令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う対応		標準化PMOツール等からのご意見等を踏まえた機能の見直し		回答団体合計（実数）		意見合計	
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	率	意見数	率
都道府県（47）	0	0	0	0	0	0	2	21	1	7	0	0	0	0	2	8.0%	28	35.4%
指定都市（20）	0	0	0	0	1	2	2	6	2	2	4	4	2	14	8	32.0%	28	35.4%
中核市（62）	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	3	3	0	0	4	16.0%	6	7.6%
特別区（23）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	4.0%	1	1.3%
市町村（1,636）	0	0	1	1	2	3	2	2	2	2	7	8	0	0	10	40.0%	16	20.3%
合計（1,788）	0	0	1	1	4	6	7	31	6	12	14	15	2	14	25	100%	79	100%

2. 全国意見照会②（意見集約結果）

○ 79件のご意見のうち、9件に対して4.0版案へ反映しています。

○ 令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う対応に関するご意見3件については継続検討としています。

対応方針	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	令和7年10月開始の就労選択支援の創設に伴う対応	精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃割引の対応	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う対応	標準化PMOツール等からのご意見等を踏まえた機能の見直し	合計	
								件数	率
4.0版案へ反映	0	0	4	4	1	0	0	9	11.4%
回答記載（規定済、代替可等含む）	0	1	2	27	11	12	14	67	84.8%
継続検討	0	0	0	0	0	3	0	3	3.8%
合計	0	1	6	31	12	15	14	79	100%

３．６月WT後の精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応(1/3)

○ 「精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応」について、６月WT後の構成員のご意見を踏まえて、等級１級が第１種、２級又は３級が第２種となることから、入力負荷抑止及び誤入力防止のために、以下のとおり、等級から旅客運賃割引コードを自動設定する機能を標準オプションで追加しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4.精神障害者保健福祉手帳	4.3.台帳管理機能		新規追加	0221385	旅客運賃割引コードは、障害等級コードから自動設定できること。	○	【第4.0版】標準化検討会における検討により、障害等級コードが１級は第１種、２級又は３級は第２種であるため、旅客運賃割引コードの入力誤り抑止のために当該機能を追加している。	【第4.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定

○ 改正後の「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」に合わせるため、精神障害者保健福祉手帳に追加した「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の表記を「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」に変更しています。
身体障害者手帳、療育手帳も同様であるため、合わせて修正しています。
また、全国意見照会のご意見を踏まえて、「住所欄」を広げています。

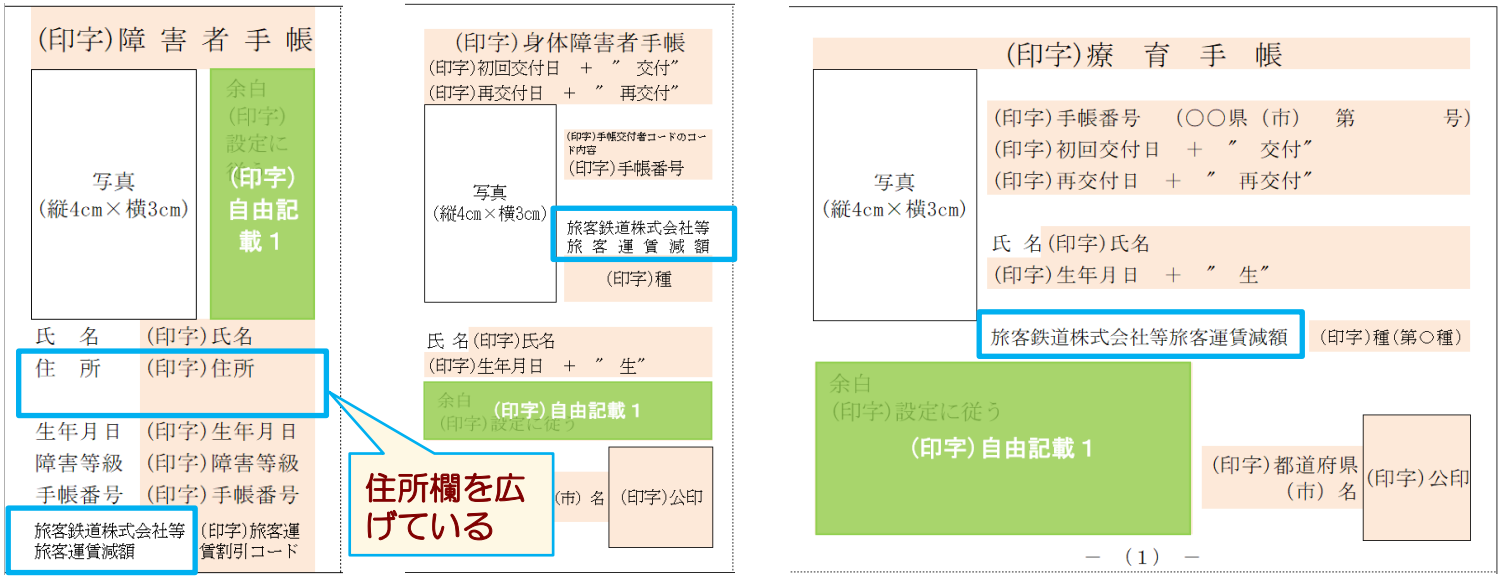

- 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」に変更
- 帳票詳細要件も修正

３．６月WT後の精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応(2/3)

○　全国意見照会のご意見を踏まえて、03_障害者手帳交付決定通知書に「旅客運賃減額」を追加しており、03_身体障害者手帳交付（再交付）決定通知書においては「障害種別」の記載があることから、03_療育手帳交付（再交付）決定通知書に「障害種別」を追加しています。また、合わせて01_療育手帳交付証明書の「旅客運賃減額」を「障害種別」に表記を変更しています。

６月14日WT時点

療育手帳交付（再交付）決定通知書

都道府県知事・指定都市・中核市市長　印

先に申請された療育手帳交付申請については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。
固定文言１＋編集１
なお、「再判定年月」の満了前に必ず再判定を受けるようにしてください。

記

氏　名			生年月日	
住　所				
保護者	氏　名		本人との続柄	
	住　所			
手帳番号			交付年月日	
障害の程度（総合判定）			次の判定年月	
固定文言２ 備　考	**固定文言３＋編集２**			

その後の変更

療育手帳交付（再交付）決定通知書

都道府県知事・指定都市・中核市市長　印

先に申請された療育手帳交付申請については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。
固定文言１＋編集１
なお、「再判定年月」の満了前に必ず再判定を受けるようにしてください。

記

氏　名			生年月日	
住　所				
保護者	氏　名		本人との続柄	
	住　所			
手帳番号			交付年月日	
障害の程度（総合判定）		障害種別	次の判定年月	

「障害種別」を追加

・01_療育手帳交付証明書の「旅客運賃減額」を「障害種別」に表記を変更
・帳票詳細要件も合わせて修正

○　全国意見照会のご意見を踏まえて、身体障害者手帳の機能ID：0220243に記載される「障害種別コード」は、医師情報関連であるため「指定障害種別コード」に訂正しています。

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能	2.1.15.	訂正	0220243	医師の入力における医師情報の検索は、医師番号、医師氏名、医師氏名カナ、~~障害種別コード~~指定障害種別コードで検索できること。 また、医師氏名、医師氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○

「指定障害種別コード」に訂正

3．6月WT後の精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応(3/3)

○　全国意見照会のご意見を踏まえて、精神障害者保健福祉手帳に「旅客運賃割引コード」を標準オプション機能で追加していますが、生活保護システムへの連携が必要となることから、実装必須機能に変更しています。また、合わせて療育手帳の「旅客運賃割引コード」も同様の理由から実装必須機能に変更しています。

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
4.精神障害者保健福祉手帳	4.3.台帳管理機能		新規追加	0221371	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 旅客運賃割引コード	◎	・旅客運賃割引コードは、精神障害者保健福祉手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」のことである。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、「旅客運賃割引コード」の管理項目を追加		令和8年4月1日
4.精神障害者保健福祉手帳	4.3.台帳管理機能	4.3.2.		0220393	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 有効期間開始日 等級変更状況コード	○	・等級変更状況コードは、2→1級といった選択肢を管理し、履歴を確認せずに前回の障害等級からの変更内容を把握するための項目である。		

「旅客運賃割引コード」を実装必須機能として追加

3.0版時点に戻している

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
~~3.療育手帳~~	~~3.3.台帳管理機能~~	~~3.3.2.~~	分割・修正	~~0221267~~	~~手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 指導記録 旅客運賃割引コード 初回交付場所 程度変更状況コード 次回判定機関コード 再判定不要フラグ~~	~~◎~~	~~・指導記録は、「知的障害者更生指導台帳（指導記録）」の指導記録に印字される項目である。 ・旅客運賃割引コードは、療育手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」のことである。 ・程度変更状況コードは、B→Aといった選択肢を管理し、履歴を確認せずに前回の障害程度からの変更内容を把握するための項目である。 【第3.0版】標準化検討会における検討により、「再判定不要フラグ」の管理項目を追加 【第4.0版】標準化検討会における検討により、「旅客運賃割引コード」を実装必須機能に変更することから、当該機能IDを欠番とする。~~	~~【第3.0版】機能ID：0220328から修正 【第4.0版】機能ID：0221386と0221387に分割・修正~~	~~標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日~~
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能	3.3.2.	分割・修正	0221386	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 指導記録 初回交付場所 程度変更状況コード 次回判定機関コード 再判定不要フラグ	○	・指導記録は、「知的障害者更生指導台帳（指導記録）」の指導記録に印字される項目である。 ・程度変更状況コードは、B→Aといった選択肢を管理し、履歴を確認せずに前回の障害程度からの変更内容を把握するための項目である。 【第3.0版】標準化検討会における検討により、「再判定不要フラグ」の管理項目を追加 【第4.0版】標準化検討会における検討により、「旅客運賃割引コード」を実装必須機能に変更することから、当該管理項目を削除	【第4.0版】機能ID：0221267から分割し修正	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能		分割・修正	0221387	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 旅客運賃割引コード	◎	・旅客運賃割引コードは、療育手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」のことである。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、「旅客運賃割引コード」を実装必須機能に変更することから、当該機能を追加	【第4.0版】機能ID：0221267から分割し修正	令和8年4月1日

療育手帳についても「旅客運賃割引コード」を標準オプション機能から実装必須機能に変更

4．6月WT後の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し（1/3）

○ 「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し」について、6月WT後の構成員のご意見を踏まえて、各手帳で写真の位置を右で統一するため、身体障害者手帳の交付申請書、再交付申請書の帳票レイアウトについて、以下のとおり変更しています。

6月14日WT時点

様式第２

写　真
縦４cm×横３cm
脱帽・上半身
自由記載１
撮影したもの
貼付しないで提出してください

身体障害者手帳交付申請書

年　月　日

（申請者）
住所　〒

氏名
本人との続柄　　電話番号

（＊）申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとされる本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。
固定文言１

様式第７

写　真
縦４cm×横３cm
脱帽・上半身
自由記載１
撮影したもの
貼付しないで提出してください

身体障害者手帳再交付申請書

年　月　日

（申請者）
住所　〒

氏名
本人との続柄　　電話番号

（＊）申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとされる本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。
固定文言１
（＊）再交付申請の理由が「２．破損・汚損」の場合は、個人番号は記入する必要はありません。

その後の変更

記載スペース確保のため、左に移動

療育手帳、障害者手帳に合わせて右側に移動

様式第２

身体障害者手帳交付申請書

年　月　日

（申請者）
住所　〒

氏名
本人との続柄　　電話番号

写　真
縦４cm×横３cm
脱帽・上半身
自由記載１
撮影したもの
貼付しないで提出してください

（＊）申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとされる本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。
固定文言１

注意書きを左に移動

再交付申請書も同様に修正

様式第７

身体障害者手帳再交付申請書

年　月　日

（申請者）
住所　〒

氏名
本人との続柄　　電話番号

写　真
縦４cm×横３cm
脱帽・上半身
自由記載１
撮影したもの
貼付しないで提出してください

（＊）申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとされる本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。
固定文言１
（＊）再交付申請の理由が「２．破損・汚損」の場合は、個人番号は記入する必要はありません。

4．6月WT後の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し（2/3）

○　6月WT後の構成員のご意見を踏まえて、各手帳で電話番号欄の中に括弧を未記載で統一するため、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書、記載事項変更届・再発行申請書の帳票レイアウトについて、以下のとおり変更しています。また、全国意見照会のご意見を踏まえて、「※以下は、精神障害者本人が18歳未満の場合記入」を「※手帳交付対象者が18歳未満の場合記入」の両端に縦線を追加し、「申請書を提出した者」欄も記載不要と誤認しないようにいたしました。

6月14日WT時点

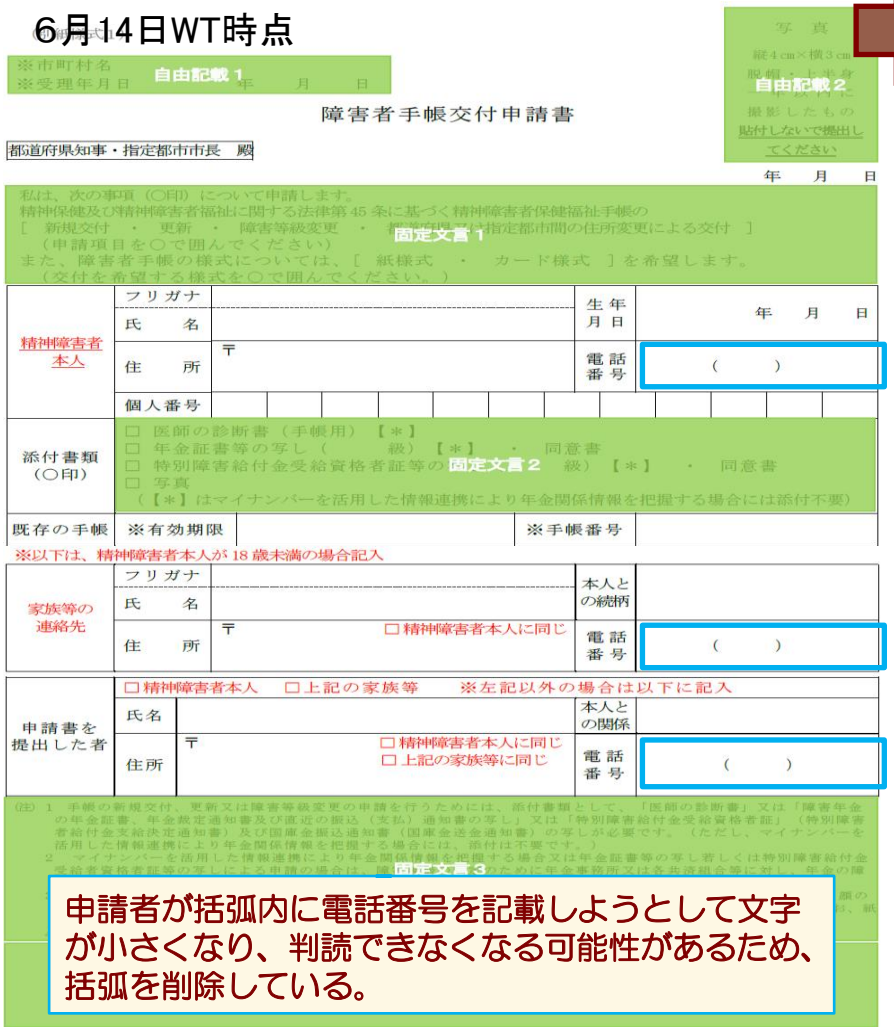

その後の変更

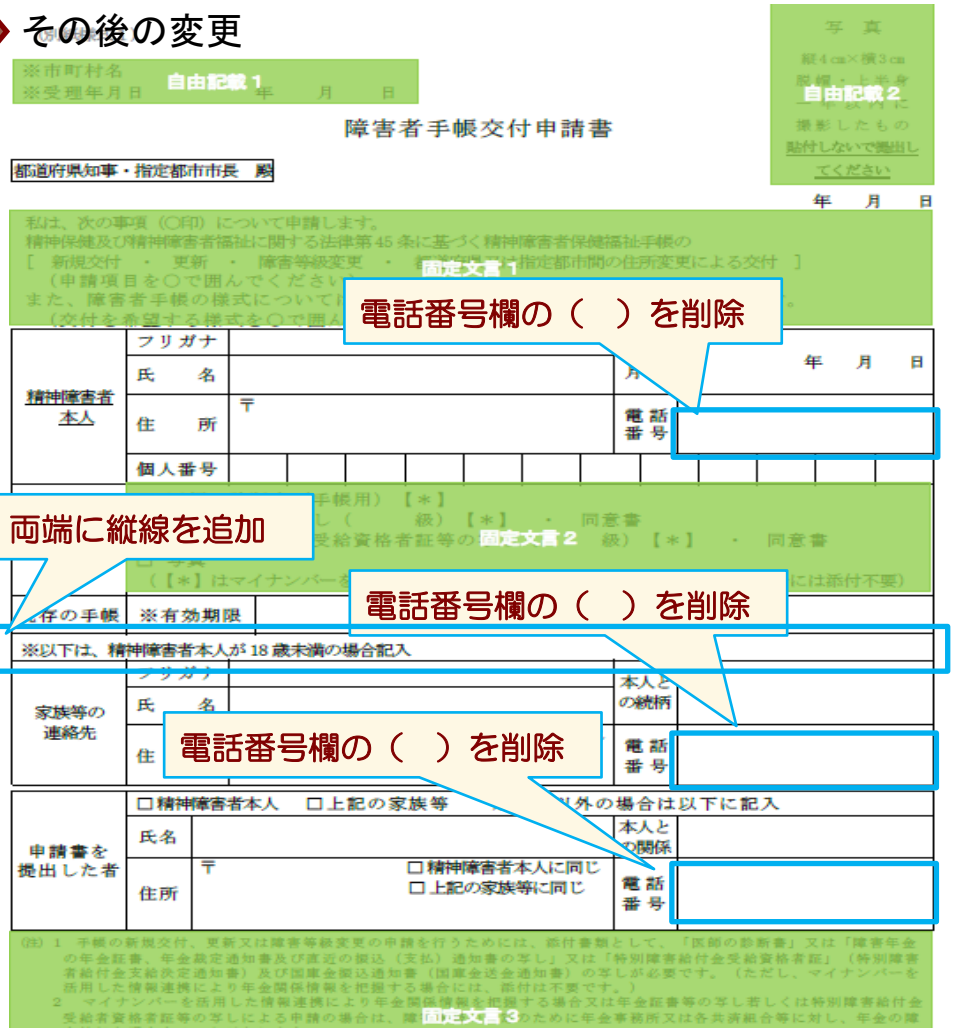

4．6月WT後の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し（3/3）

6月14日WT時点

（別紙様式７）

※市町村名
※受理年月日　　年　　月　　日

自由記載１

写　真
縦４cm×横３cm
脱帽・上半身
自由記載２
撮影したもの
貼付しないで提出してください

障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

都道府県知事・指定都市市長　殿

年　　月　　日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項（○印）の届出・申請をします。

固定文言１

１　［　①都道府県又は指定都市内における住所変更、②都道府県又は指定都市を越える住所変更、③氏名の変更　］の届出

固定文言２

（変更内容）

旧	住所	
	氏名	
新		

２　［　①汚れ、②破り、③紛失、④その他（　　）］　したため再交付の申請

３　手帳の様式を変更するための再交付申請

固定文言３

精神障害者本人	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏　名			
	住　所	〒	電話番号	（　　）
	個人番号			
現行の手帳番号				

申請書を提出した者	□精神障害者本人　※精神障害者本人以外の場合は以下に記入			
	氏　名		本人との関係	
	住　所	〒　□精神障害者本人に同じ	電話番号	（　　）

（注）都道府県又は指定都市の区域を越える住所変更をしたときは、本届書のほかに、手帳交付の申請書を提出してください。

固定文言４

自由記載３

その後の変更

（別紙様式７）

※市町村名
※受理年月日　　年　　月　　日

自由記載１

写　真
縦４cm×横３cm
脱帽・上半身
自由記載２
撮影したもの
貼付しないで提出してください

障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

都道府県知事・指定都市市長　殿

年　　月　　日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項（○印）の届出・申請をします。

固定文言１

１　［　①都道府県又は指定都市内における住所変更、②都道府県又は指定都市を越える住所変更、③氏名の変更　］の届出

固定文言２

（変更内容）

旧	住所	
	氏名	
新		

２　［　①汚れ、②破り、③紛失、④その他（　　）］　したため再交付の申請

３　手帳の様式を変更するための再交付申請

固定文言３

電話番号欄の（　）を削除

精神障害者本人	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏　名			
	住　所	〒	電話番号	
	個人番号			
現行の手帳番号				

電話番号欄の（　）を削除

申請書を提出した者	□精神障害者本人　※精神障害者本人以外の場合は以下に記			
	氏　名		本人との関係	
	住　所	〒　□精神障害者本人に同じ	電話番号	

（注）都道府県又は指定都市の区域を越える住所変更をしたときは、本届書のほかに、手帳交付の申請書を提出してください。

固定文言４

５．６月WT後のPMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(1/3)

○　「PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応」について、６月WT後の構成員のご意見を踏まえて、国民健康保険システム及び後期高齢者医療システムとの連携を随時とできるように、以下のとおり変更しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.6.	修正	0221368	国民健康保険システムに、国民健康保険情報を照会する。 ※1　「国民健康保険情報を照会」は、庁内データ連携機能との連携を含む ※2　データの参照、絞り込みは問わず利用できること ※3　連携頻度は随時、日次・月次等とする ※4　各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をＥＵＣ機能等により確認できること	◎	○	×	×	×	・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和６年12月２日より健康保険証が廃止されることから、障害者福祉システムの実装区分を実装必須に変更する。	【第4.0版】機能ID：0220014から修正	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.7.	修正	0221369	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1　「後期高齢者医療保険情報を照会」は、庁内データ連携機能との連携を含む ※2　データの参照、絞り込みは問わず利用できること ※3　連携頻度は随時、日次・月次等とする ※4　各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をＥＵＣ機能等により確認できること	◎	○	×	×	×	・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、令和６年12月２日より健康保険証が廃止されることから、障害者福祉システムの実装区分を実装必須に変更する。	【第4.0版】機能ID：0220015から修正	令和8年4月1日

随時を追加

○　６月WT後の構成員のご意見を踏まえて、デジタル庁が提供するAPI連携バッチ処理による連携の場合は、返却された登録結果をデータ（エラーの内容含む）で取得することができないため、以下のとおり変更しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8.自立支援医療（更生医療）	8.1.受給者台帳管理機能		修正	0221378	CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供できること、もしくはCSV形式又はJSON形式のファイルを出力しデジタル庁が提供するAPI連携バッチ処理を利用してPMHに受給資格情報を提供できること。 ※1　APIや出力ファイルの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API（自治体）」又は「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル」に準拠すること ※2　日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※3　全件又は差分とすること　※差分連携を推奨 ※4　CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果（コード、内容）を確認できること	◎	・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、CSVファイルの添付によるAPI連携機能や差分連携を追加している。	障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 【第4.0版】機能ID：0221278から修正	令和8年4月1日

デジタル庁のHPに掲載されている「API連携バッチ処理仕様書」（2024年7月19日）に、デジタル庁が提供するAPI連携バッチ処理の連携処理の場合は、PMH連携結果のイベントログをメールで指定されたメールアドレスに通知すると記載されているため、「※4　CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果（コード、内容）を確認できること」に変更

５．６月WT後のPMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(2/3)

○　全国意見照会のご意見を踏まえて、受給者証（裏面）の特記事項欄や自由記載欄に記載する内容もPMHに連携する必要があることから、自立支援3医療について裏面を含むことに変更しています。

PMH登録時の自立支援医療設定内容

・当資料は、「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver0.13」を元に作成しています。
・当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、CSV形式又はJSON形式のAPI連携における各連携項目に対する設定内容として記載しています。
・全件連携時は、送信時点又は将来有効な受給者証のデータ（有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ）を設定する必要があります。
・差分連携時は、前回送信時点から、新たに、送信時点又は将来有効な受給者証のデータ、及び廃止されたデータを設定する必要があります。

標準仕様書3.0版から4.0版への変更箇所は、紫色としています。

PMH設計書等の最新版が令和６年７月19日にデジタル庁HPに掲載されていますが、連携項目の追加変更等、内容が確認できた後、当仕様に反映する予定です。

３医療について裏面を含む旨に変更

#	項目名(ヘッダ)	必須	桁数	データ型	固定長/可変長	項目説明	備考	自立支援医療設定内容
52	受給者証券面項目（複数）		###	string	可変	・受給者証券面に記載されたすべての項目を記載する。 ・券面上に項目名がなく対応する値のみ記載がある場合は、対応する値が示す情報を判別可能な項目名（ヘッダ）を記載する。 ・受給者証券面上で構造化された情報の場合は項目名を'.'で区切り記載する。（例：指定医療機関名.病院.名称,指定医療機関名.病院.住所） ※具体例は【1】ファイルレイアウト、【3】CSVサンプルシートを参照	・項目が複数ある場合は、53列目以降に必要な項目数の分だけ列を追加する。	・項目説明、備考を参考に設定する ・更生医療、育成医療は受給者証の裏面を含む ・自治体独自で上乗せ支給している場合は、自己負担上限額.共通.金額（月）の設定と同額を設定する ・機能・帳票要件や帳票詳細要件に従い、受給者証に印字された内容と同様とするため、「氏名優先区分コード」を利用し設定されている場合は、氏名は通称名等を設定する、生年月日が不詳の場合は、データ要件・連携要件の規定に従うこととなる

５．６月WT後のPMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(3/3)

○　以下のとおりPMH設計書等の最新版が令和６年８月１日にデジタル庁HPに掲載されていますが、連携項目の追加変更等が多数あるため、令和７年１月改定に向けて対応する予定としています。

No	６月WT時点	６月WT後
1	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体).html　※ver.0.10	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体).html　※ver. 1.0.0
2	―	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E01_医療費助成対象者情報登録API(自治体／CSV).html　※ver. 0.1.1
3	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体).html　※ver.0.10	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体).html　※ver. 1.0.0
4	―	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E03_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体／CSV).html　※ver.1.0.0
5	―	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E06_医療費助成対象者差分履歴情報登録API(自治体).html　※ver.1.0.0
6	―	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E05_医療費助成対象者差分履歴情報登録API(自治体／CSV).html　※ver.1.0.0
7	―	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E08_医療費助成対象者差分履歴情報登録結果取得API(自治体).html　※ver.1.0.0
8	―	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E07_医療費助成対象者差分履歴情報登録結果取得API(自治体／CSV).html　※ver.1.0.0
9	【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver0.10.xlsx	【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver.1.2.xlsx
10	―	【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録エラーファイル_Ver.1.2.xlsx
11	―	【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル_Ver.1.2.xlsx
12	―	【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録エラーファイル_Ver.1.2.xlsx
13	自治体システムベンダー向け【資料1】本資料	【PMH】R6自治体ベンダ向け資料_v1.1.pdf
14	―	(別添)【PMH】R6差分履歴連携仕様について_v1.0.pdf
15	―	(別添)【PMH】制度関連マスタ説明資料_v1.1.pdf
16	―	【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明_v1.0.xlsx
17	API連携バッチ処理仕様書 第7版	API連携バッチ処理仕様書 第7版

6. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令関係等の一部改正に伴う対応

○ 「「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令」（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令関係）及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令」の施行について」（障発0731第1号 令和6年7月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）において、特別児童扶養手当等の認定請求に添える書類及び認定請求書様式等における扶養親族等の規定について、所得税法上の控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く旨の文言を追加する旨、令和6年８月１日施行で通知されてます。「16_障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」、「17_特別障害者手当所得状況届」、「11_特別児童扶養手当所得状況届」、「22_特別児童扶養手当認定請求書」の各帳票レイアウトの裏面の文言について、「扶養親族の合計数」といった記載を「扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数」に変更しています。

「16_障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」、「17_特別障害者手当所得状況届」

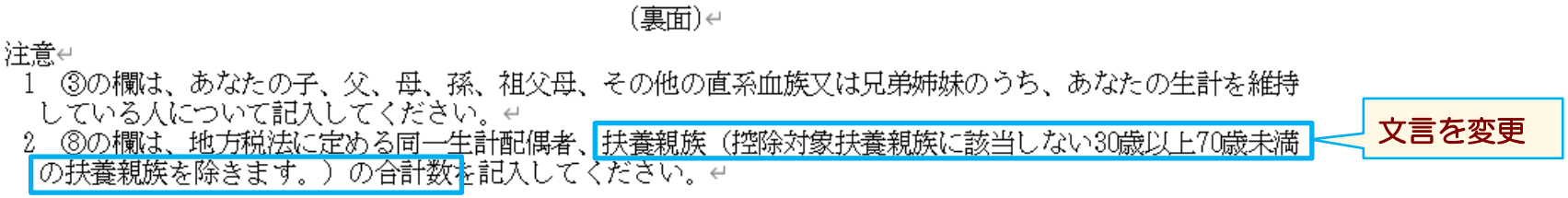
（裏面）

注意

1　③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

2　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。

文言を変更

「11_特別児童扶養手当所得状況届」

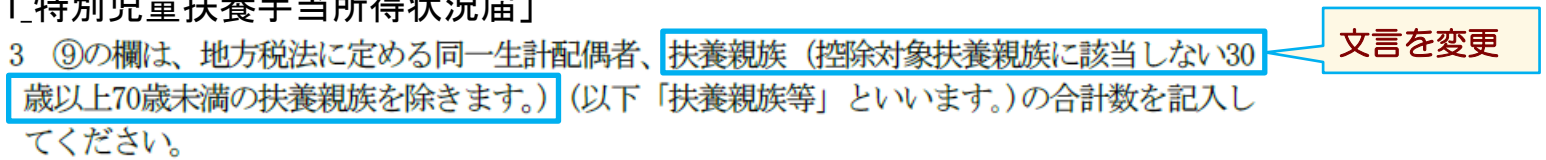
3　⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）（以下「扶養親族等」といいます。）の合計数を記入してください。

文言を変更

「22_特別児童扶養手当認定請求書」

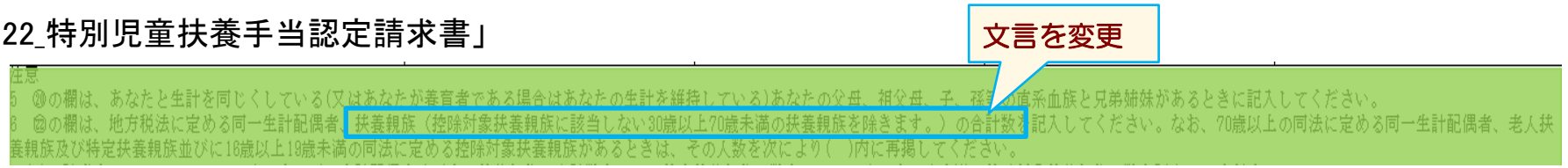
注意

5　⑩の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫その直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

6　⑫の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

文言を変更

7. 標準化対象20業務の横並び調整方針の対応(1/3)

○ 横並び調整方針の改定(予定)により、帳票要件の適合基準日の対応、二次元バーコードの表記を二次元コードに変更しています。

標準仕様書間の横並び調整方針　新旧対照表

改定後（令和６年Ｘ月）	現行（令和５年６月）
2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること ○　なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。 ○　また、標準仕様書のうち、帳票要件については、いつまでに帳票を実装する必要があるかを明確化するため、次の(1)及び(2)について遵守すること。 (1) 標準仕様書帳票要件の適合基準日について 帳票要件のうち、帳票 ID 単位で帳票を示す資料において、適合基準日の欄を設けること。また、実装必須機能とされている帳票要件については、適合基準日を明示すること。 (2) 標準仕様書帳票要件を改定する場合の適合基準日について 既存の帳票要件について帳票 ID を変更せずに帳票要件の内容を変更する場合には、最新の帳票要件の適合基準日を適合基準日の欄に記載した上で、従前の帳票要件の適合基準日を帳票要件の備考欄等に記載すること。なお、帳票 ID 単位で明示することで差支えない。	2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること ○　なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。 （新設）
18. バーコード、二次元コードに関すること ○　業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コード（例：振込や返戻管理等）については、各業務特性によって二次元コードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性にあわせた対応を各省庁で検討し、規格を指定する。 なお、二次元コードの規格を指定する場合は、「ISO(ISO/IEC 18004)」又は「JIS(JIS X 0510)」に限ることとする。	18. バーコード、QRコードに関すること ○　業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コードについて（例：振込や返戻管理等）については、各業務特性によって二次元バーコードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性あわせた対応を各府省で検討し、規格を指定する。

7. 標準化対象20業務の横並び調整方針の対応(2/3)

○ 帳票要件の適合基準日は、帳票詳細要件一覧及び帳票レイアウト一覧に適合基準日の欄を追加し、機能・帳票要件で帳票出力機能が実装必須機能である帳票に関して適合基準日を記載しています。

帳票詳細要件一覧

帳票の実装区分は、機能・帳票要件に定める各帳票を出力する要件の実装区分を参照ください。
なお、帳票により、各サブユニット単位で実装区分が異なる場合がありますので、ご注意ください。

	大項目	帳票タイトル	帳票ID	適合基準日	頁番号
障害者福祉	1.障害者福祉共通	01.宛名シール	0220001	令和8年4月1日	…
		02.窓空き宛名	0220002	令和8年4月1日	
		03.窓空き宛名・問合せ先	0220003		
	2.身体障害者手帳	01.身体障害者手帳交付証明書	0220004		…
		02.身体障害者手帳交付（再交付）について	0220005		
		03.身体障害者手帳交付（再交付）決定通知書	0220006		
		04.身体障害者手帳交付申請却下決定通知書	0220007		
		05.身体障害者手帳の再認定について	0220008		
		06.身体障害者手帳居住地等変更通知書	0220009		
		07.身体障害者更生指導台帳	0220010	令和8年4月1日	
		08.身体障害者更生指導台帳（指導記録）	0220011	令和8年4月1日	
		09.身体障害者更生指導台帳（更生医療）	0220012	令和8年4月1日	
		10.身体障害者更生指導台帳（育成医療）	0220013	令和8年4月1日	
		11.身体障害者更生指導台帳（補装具）	0220014	令和8年4月1日	

帳票レイアウト一覧

帳票の実装区分は、機能・帳票要件に定める各帳票を出力する要件の実装区分を参照ください。
なお、帳票により、各サブユニット単位で実装区分が異なる場合がありますので、ご注意ください。

	大項目	帳票タイトル	帳票ID	適合基準日	頁番号
障害者福祉	1.障害者福祉共通	01.宛名シール	0220001	令和8年4月1日	…
		02.窓空き宛名	0220002	令和8年4月1日	
		03.窓空き宛名・問合せ先	0220003		
	2.身体障害者手帳	01.身体障害者手帳交付証明書	0220004		…
		02.身体障害者手帳交付（再交付）について	0220005		
		03.身体障害者手帳交付（再交付）決定通知書	0220006		
		04.身体障害者手帳交付申請却下決定通知書	0220007		
		05.身体障害者手帳の再認定について	0220008		
		06.身体障害者手帳居住地等変更通知書	0220009		
		07.身体障害者更生指導台帳	0220010	令和8年4月1日	
		08.身体障害者更生指導台帳（指導記録）	0220011	令和8年4月1日	
		09.身体障害者更生指導台帳（更生医療）	0220012	令和8年4月1日	
		10.身体障害者更生指導台帳（育成医療）	0220013	令和8年4月1日	
		11.身体障害者更生指導台帳（補装具）	0220014	令和8年4月1日	

実装必須の帳票について、「令和8年4月1日」を一律に記載

なお、機能・帳票要件の実装必須機能について、当対応に合わせ、適合基準日の空白に「令和8年4月1日」を記載しています。

7. 標準化対象20業務の横並び調整方針の対応(3/3)

○ 以下のとおり、「二次元バーコード」を「二次元コード」の表記に変更しています。

＜本編＞

表 3-13　システム印字項目の編集方法

システム印字項目の種類	編集条件などへの記載内容	表記の例	補足
自由記載	利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする		帳票詳細要件及び帳票レイアウトに当項目がある場合、自治体ごとに自由記載欄を設定できる。 なお、文言マスタで設定された固定文言、管理項目及び付加文言のシステムからの印字も可能であり、帳票レイアウトの変更とならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。 また、バーコードや~~二次元バーコード~~二次元コードの印字は障害者福祉共通の機能・帳票要件に記載している。

「二次元コード」に変更

＜機能帳票要件＞

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能	1.4.22.	訂正	0220140	各申請書・届出に印字されたバーコード情報もしくは~~二次元バーコード~~二次元コード情報を元に対象者を検索できること。	○	○	○	×	○	業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは~~二次元バーコード~~二次元コードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは~~二次元バーコード~~二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。

「二次元コード」に変更

「二次元コード」に変更

※以下の機能IDの記載も同様に変更しています。
0220214、0220215、0220233、0220311、0220379、0228050、0228055、0228058

8. 継続検討事項

○ 継続検討事項は、現時点で、令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う対応に関して、以下の3件です。

No	ご意見の内容	事務局回答
1	療養介護医療で医療型個別減免申請をされた場合、利用者負担限度額を算定するために対象者の食事標準負担額（限度額証の区分・長期入院該当の有無）を把握する必要がありますが、健康保険証廃止に伴い、食事標準負担額限度額適用認定証に関する情報についても、国保や後期の連携項目に追加されるのでしょうか。	現時点では、しばらく限度額適用認定証は紙での運用が続くと想定しておりますが、確認させていただきます。
2	育成医療の機能ID0221379「加入保険情報を管理できること」の項目において、国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連係情報を利用できる場合は、自動表示できることとされているが、マイナンバーを活用して保険資格情報を取得し、社会保険情報も自動表示できるようにしていただきたい。 また、機能要件に ・マイナンバー情報の一括照会ができること ・照会結果の自動取り込みができること の2点を追加していただきたい。 多数の申請があるなか、保険情報の入力にかかる事務負担は大きい。保険情報があらかじめ表示されている状態もしくはマイナンバー情報の一括照会及び結果の自動取り込みが可能になれば事務の効率化につながる。	一括照会につきましては、機能ID：0220071において、「※2　一括してデータ作成し、連携できること」と規定しておりますが、ご意見の内容は、加入保険が社保、国保・共済組合、他市町村国保の場合について、医療保険世帯員全員をまとめて照会できることだと考えられますので、今後、検討させていただきます。 また、照会結果の自動取り込みにつきましても、合わせて検討させていただきます。
3	■（新規ID：共通） 【要望】 以下の機能について新規追加を検討いただけないでしょうか。 「機能ID 0220147の要件に加えて、庁内データ連携機能にて国民健康保険情報、後期高齢者医療保険情報または生活保護情報を取得できなかった世帯員について、対象者を選択して情報提供ネットワークシステムを通じて社会保険診療報酬支払基金より医療保険情報を自動で一括で取得、各事業の台帳画面や「世帯」一覧で確認できること。 【理由】 医療保険情報の情報提供NWSを通した取得については、「世帯」情報の確認等のために必須となり、基準日住登外者の税情報の他自治体照会等と異なり、頻繁に利用されることが想定されます。内部データ連携機能で把握できる国民健康保険情報等の対象者を除くとほぼ、支払基金を照会先として確認できると想定されるため、公金受取口座同様に自動取得し、転記することなく必要な項目への自動反映の機能化を要望するものです。 （※事務手続きの選択について「健康保険法」に制限する必要、申請書に記載のない「世帯」員の情報提供NWS照会は困難と想定されるため、「対象者を選択」としたの上での、台帳等への自動反映の機能としたものです。）	一括照会につきましては、機能ID：0220071において、「※2　一括してデータ作成し、連携できること」と規定しておりますが、一括照会や照会結果の自動取り込みにつきましては今後の検討とさせていただきます。